公共工事に係る入札・契約制度の見直しの内容

1 条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大

(1) 条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大

災害復旧工事など早急に対応が必要な工事等を除き、平成19年10月から、 2千万円以上のすべての工事を、原則として条件付き一般競争入札とする。

(2) 地域要件の設定

現

行

設計額10億円以上24億1千万円未満の価格帯においては、特殊工事を除き、 原則として、県内企業による共同企業体とする。

上記以外の価格帯における地域要件については、現行どおりとする。

見直し後 (原則) 同左 (現行どおり) 入札参加条件を満たす者すべて 24.1 億円 (原則) (原則) 県内企業と県外企業のJV 県内企業によるJV 10 億円 (特殊工事等の場合) (原則) 県内企業と県外企業のJV 県内企業によるJV (特殊工事等の場合) 県内企業と県外企業のJV 3億円 (原則) 県内企業 同左 (現行どおり) 1 億円 同左 (現行どおり) (原則) 土木センター管内の企業 対象企業が著しく多い場合 管内を分割することができる (農地林務事務所管内) 2000 万円 (原則) 土木事務所管内の企業 同左(現行どおり) (農地林務事務所管内)

2 著しい低入札に対する対策

工事の品質の確保や下請企業へのしわ寄せの防止を図るとともに、公正な取引秩序を維持するため、<u>平成19年10月から</u>次の対策を講じる。

(1) 数値判断基準(失格基準)の新設

低入札価格調査制度に<u>数値判断基準を導入し、入札価格が次に該当する場合は、</u> 失格とする。

(数値判断基準)

入札価格<(調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格)×0.9

- (※1) 調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は下位3者とする。
- (※2) 工場生産品費の割合が高い(概ね7割超)電気設備工事等は適用除外とする。

ただし、次の場合はこの限りではない。

<u>入札価格≥直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.6</u> +一般管理費×0.3

(2) 施工体制の点検強化等

低入札価格調査の対象となる工事については、監督及び検査の強化や重点的な工 事監察を行うとともに、次の対策を講じる。

- ①下請取引実態調査と必要に応じた立入検査の実施
- ②施工体制台帳及び施工体系図の作成
- ③段階確認、中間検査、完成検査及び工事監察の運用強化
- ④粗雑工事に対する指名停止期間の加重

3 実施時期

平成19年10月以降に、一般競争入札の公告又は指名通知を行う案件から適用する。